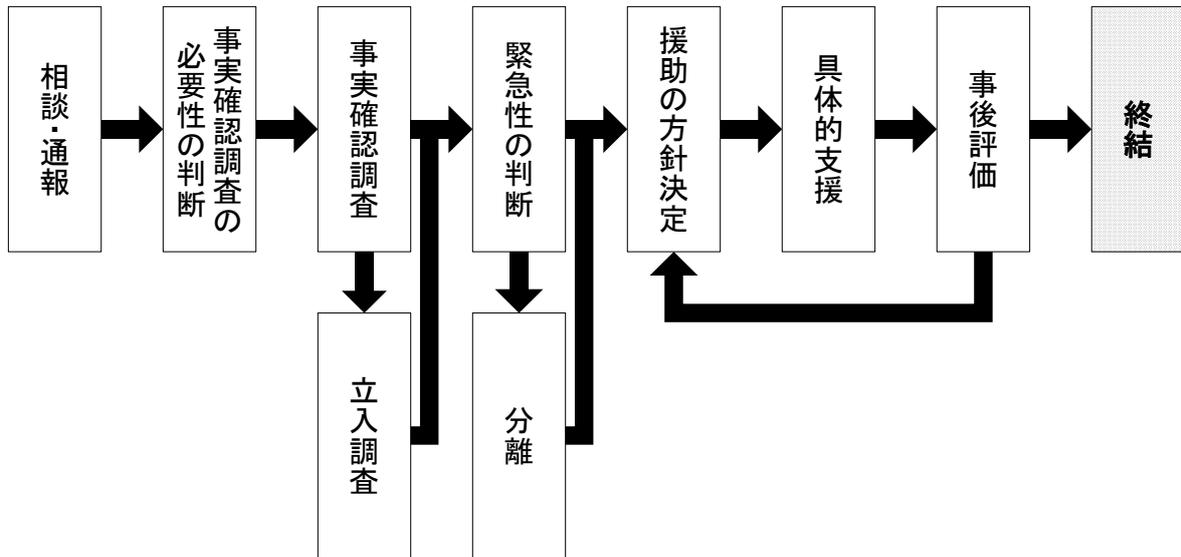
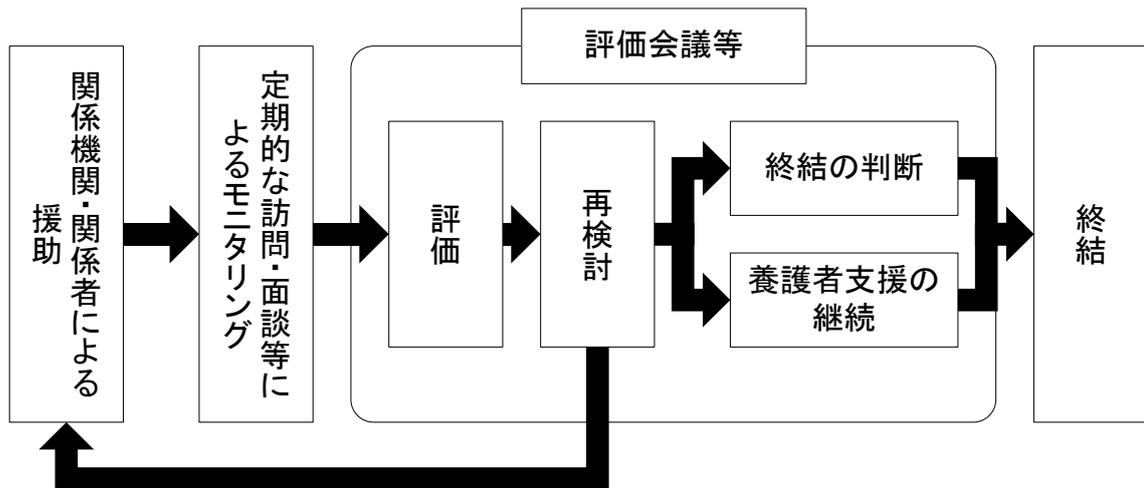


5 終結の判断

(1) 終結の判断プロセス例



- ・高齢者虐待対応の終結は、事例ごとに違います。また、高齢者本人の保護が終了した後であったとしても、養護者に対する支援が、長期間続く事例もあります。
- ・養護者の支援が継続していたとしても、高齢者虐待の状態ではないのであれば、虐待の対応は終結したとして判断し、高齢者の権利侵害がないということを市町村が判断します。
- ・終結の判断がないということは、高齢者虐待が継続しているということとなり、引き続き虐待の対応をする必要があるということになります。
- ・そのため、終結の判断は、コアメンバー会議や個別ケース会議、評価会議等を開催し、関係者・機関と連携を取りながら客観的に評価し、市町村が終結の最終的な判断を行います。



- ・終結の判断は次のような点を考慮し、検討を行います。

例)

- 高齢者虐待・権利侵害が継続して発生していない。
- 高齢者虐待・権利侵害の発生した要因が明確化されており、要因が取り除かれ、再発防止策が取られている。
- 高齢者及び養護者の安定した生活が維持できている。

- 高齢者及び養護者が望む生活ができている。
- ・会議の記録として、終結の判断に至った理由等を明確に記載した記録を作成します。

(2) 終結後の支援

- ・虐待対応が終結したとしても、必要に応じて、高齢者本人や家族との関わりを継続します。
- ・高齢者虐待防止法には、高齢者虐待を受けた高齢者の保護以外にも、虐待の防止についてもあげられていることから、必要に応じて、虐待防止のための相談、指導及び助言を行います。
- ・また、関わりを継続することで、虐待発生時にも早期の発見が可能となる場合もあります。